

岡山県特定水産資源の漁獲量等の報告要領

制定 令和2年12月1日

(目的)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告について、岡山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年11月27日岡山県規則第81号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、本要領により必要な事項を定める。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 規則第2条第1項に基づく知事が別に定める様式による書面の提出については、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては様式第1号を、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては様式第2号を、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第3号を用いるものとする。ただし、法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく報告の記載事項が、法第26条第1項及び第30条第1項に基づき報告すべき事項を満たす場合は、当該書面の提出をもって代えることができる。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号（漁業法第26条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）

陸揚げした日	漁獲量（kg）

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には、上記表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載する（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入する。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入する。

様式第2号（漁業法第30条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	
船舶の名称	
漁船登録番号	
管理区分の名称	

陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量（kg）

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入する。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入する。

様式第3号（漁業法第30条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	
船舶の名称	
漁船登録番号	
管理区分の名称	

陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量（kg）

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに都道府県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。